

5.8 便宜供与・チェックオフ

1 便宜供与（経費援助）について

便宜供与とは、他人のために物や利益を提供したりして特別な計らいをすることをいい、労働組合の自主性の観点から、労働組合が使用者から「団体の運営のための経費援助を受けること」は原則として禁止されている。しかし、労働組合法第2条第2号ただし書において、①労働者が労働時間中に賃金を失うことなく使用者と協議し、または交渉することを使用者が認めること、②使用者が厚生資金または福利資金として労働組合に寄附すること、③使用者が最小限の広さの事務所を供与すること、の3点については禁止の対象外となっている。

したがって、上記以外の使用者から労働組合への経費支出は原則的に禁止されるが、わが国特有の企業別組合の存立の確保や円滑な組合活動の保障という観点から、社会的に相当な援助と認められている経費援助として、組合役員の在籍専従制度や組合費のチェックオフなどがある。

判例では、「労働組合による企業の物的施設の利用は、本来、団体交渉等による合意に基づいて行われるべきものであり、使用者は、労働組合に対し、当然に企業施設の一部を組合事務所として貸与すべき義務を負うものではなく、貸与するかどうかは原則として使用者の自由に任されているといえる」【日産自動車事件 最二小判 昭62.5.8】とされている。

2 組合員の在籍専従制度

在籍専従制度とは、その事業所の社員・従業員の地位を保持したまま、一定の期間労働義務を免除し、組合業務に専念することをいう。在籍専従は使用者の承諾を必要とし、承諾するか否かは使用者の自由である。一般的には労働協約で定めているところが多いが、労使慣行で行われているところもある。

3 チェックオフ

チェックオフとは、使用者が組合員である労働者の賃金から組合費を控除し、一括して労働組合に引き渡すことをいう。チェックオフを実施するためには、事業場の過半数を占める労働組合の代表者と使用者との間で賃金から控除を行う旨の協定を締結する必要がある【労働基準法第24条ただし書】。

チェックオフは便宜供与の一形態ではあるが、締結されたチェックオフ協定を一方的に中止、あるいは労働組合の財政基盤を弱体化させるような中止の仕方をした場合には、不当労働行為と判断される可能性がある。

裁判例では、使用者によるチェックオフ等の便宜供与の廃止について、「便宜供与が慣行として定着している場合においては、会社に便宜供与の廃止を必要とする合理的な理由が存在し、かつ、廃止に当たっては、労働組合の了解を得るとか、了解が無理な場合には労働組合側に不測の混乱を生じさせないよう準備のための適当な猶予期間を与えるなど相当な配慮をする必要があり、このような配慮をすることなく、組合活動に対する報復目的、対抗手段としてされた便宜供与廃止措置は違法と解するのが相当である」としたものがある【太陽自動車ほか事件 東京地判 平17.8.29】。

4 就業時間内の組合活動について

就業時間内にどの程度組合活動ができるかについては、当該事業場において締結されている労働協約や、当該事業場における労使慣行によって決まる。実際には、労働組合の大会や執行委員会、上部団体の大会等への出席などを許容する旨の規定が多く見られる。

裁判例では、労働協約等に定めがない場合であっても、組合活動上不可欠あるいは緊急性がある場合

には、勤務時間中の組合活動であっても正当としては認められる場合があるとし、そのような場合に使用者がさしたる合理的な理由もなく組合活動を承認しない場合には、承認なくして勤務時間中に組合活動を行ったとしても、労務提供義務違反の責めを負わないとしたものがある【佐野第一交通事件 大阪地岸和田支決 平14.7.22】。